

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域の住民や団体、事業者やNPO、行政、社会福祉協議会や学校など、そして、児童から高齢者に至るまでの幅広い人や団体の協働によって実現します。なかでも、地域住民は、計画づくりから実践に至るまで、地域福祉の担い手として中心的な役割を果たしています。

一方、福祉のあり方が、措置から利用者本位の契約に変わってきているなかで、福祉サービス事業者も地域福祉に果たす役割が大きくなっています。

すべての人が人として尊重される豊かな地域社会を実現するため、丹後NPOパートナーシップセンター（用語解説11）と連携を図り、協働して福祉施策を推進します。

本計画を推進し、支援の必要な人のニーズにあった施策を展開するためには、市民をはじめ、事業者、各種関係団体、民生児童委員協議会、社会福祉協議会など多くの地域関係団体との協働が不可欠です。これら地域関係団体と相互に連携を図るため、地域福祉のネットワークを構築するなど、計画の着実な推進に向け取り組みます。

### 2. 京丹後市社会福祉協議会との連携

地域福祉計画における施策の推進には、社会福祉協議会の役割は大きなものとなります。社会福祉協議会は、社会福祉法の中で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられています。地域福祉の推進に必要な人づくりでは、中心的な役割を担う存在となります。また、福祉サービスが適正に利用できるよう、支援の仕組みを検討する重要な役目もあるといえます。地域住民やさまざまな福祉活動を行なう団体、また福祉サービスを行う事業者との協働の中で、地域福祉の推進役として機能していけるよう、連携を図り活動を支援していきます。

また、京丹後市社会福祉協議会が策定する「京丹後市地域福祉活動計画」と連携し、本計画の推進を図ります。

### 3 . 計画の推進状況の把握

地域福祉計画の推進を図るため、「(仮称)支え合いの地域づくり推進会議」を設けて、市民の意見を取り入れながら具体的な実施に向けた検討を行なっています。

この推進会議は、健康と福祉のまちづくり審議会の中に位置づけ、定期的に審議会へ諮ることにより、具体的な施策の検討や推進状況を把握することができるようにし、他計画との調整を図りつつ、施策の充実や見直しについても協議を行ない、本計画の円滑な推進に努めます。

## 用語解説

1. **NPO法人**(P1) NPO法(特定非営利活動促進法)に基づいて申請し承認され、法人登記が完了した団体を特定非営利活動法人。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行なう組織・団体。
2. **協働**(P1) まちづくりに向け、市、市民、事業者及び市民活動団体が、地域の課題を共有し、共通の公共的目標に向かってそれぞれに果たすべき役割を自覚し、相互に補完し、協力することをいいます。
3. **合計特殊出生率**(P6) 15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
4. **バリアフリー**(P12) 「障壁」がないこと。障害のある人、高齢者などの行動を阻害するような場所、環境、建築などの物理的なバリアのほか、社会制度上のバリア、意識面でのバリア、情報伝達面でのバリアなど、すべての障壁を取り除こうという考え方をいいます。
5. **NPO**(P23) 「民間の非営利組織・団体」のことで、市民が社会にある様々な問題に対して自発的・主体的に取り組み、活動している公益かつ非営利の組織・団体。
6. **自主防災組織**(P23) 大きな災害が起こった時、消防署などで対応できない場合、「私たちのまちは私たちで守る」という連帯感のもとに、自主的に結成されたものです。
7. **ユニバーサルデザイン**(P24) 高齢者、障害者などの利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品や建築、空間、環境などのデザインをいいます。「ユニバーサル」とは直訳すると「普遍的な」という意味です。
8. **ノーマライゼーション**(P24) 障害のある人もない人も、高齢者も児童も、社会で生活するすべての人が、普通に生活できる社会こそが、本来の普通(ノーマル)の社会であるという考え方をいいます。また、そのような社会をつくらうとする理念のことをいいます。

- 9 . **地域福祉サービス利用援助事業** (P37) 福祉サービスの利用などについて、自己の判断で適切に行なうことが困難な人で、援助の契約内容については認識しうる能力を持っている人を対象に、社会福祉協議会が実施主体となって、福祉サービスの情報提供・助言をするほか、利用手続き、利用料の支払い、苦情解決制度の利用を援助する仕組みです。
- 10 . **成年後見制度** (P37) 認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力に不安のある人が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービスを利用する際の契約や不動産の売買契約、財産管理などの法律行為を、家庭裁判所などにより選任された後見人などが本人の意思を尊重し、契約などの法律行為の同意や代行などを行ないます。
- 11 . **パートナーシップセンター** (P44) 地域団体、市民グループなどが相互の交流と連携を深め、活動が活性化されるよう、それらをコーディネートする場として、既存施設等を活用して設置する拠点。